

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第28号

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取市特別医療費助成条例（昭和48年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「1,595,000円」を「1,695,000円」に、「1,975,000円」を「2,075,000円」に、「2,355,000円」を「2,455,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市特別医療費助成条例の規定は、令和3年8月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。